

太陽光発電設備について

太陽光発電設備が景観に影響を与えるとして、対策を講じている自治体があります。中には、景観計画で太陽光発電設備を工作物として取り上げる自治体が見られます。それらは以下のように定義されています。

・届出対象行為

自治体	届出が必要な行為	届出が必要な行為の規模
富士宮市	工作物—地上に設置する太陽光発電設備（建築物以外に該当するもの）	太陽電池モジュール（パネル）の合計面積が1,000㎡を超えるもの
白河市	太陽光発電システム	①太陽光パネルの高さが10mを超えるもの ※建物と一体となって設置する場合は、建物も含んだ高さになります。 ②太陽光パネルの築造面積が1,000㎡を超えるもの
奈良市	建築物及び工作物の新築・増築・改築・移転・除却	・築造面積が1,000平米を超える工作物（地上に設置する太陽光発電用パネルについては、設置するすべてのパネル面積とする。）
島根県	太陽光発電施設（同一敷地若しくは一団の土地又は海上に設置するものであって、建築物の屋根、屋上等に設置するものを除く。）等	注2：太陽光発電施設にあっては、設置面積の合計が1,000㎡を超えるもの
今治市	建築物及び工作物の新築・増築・改築・移転・外観を変更することとなる修繕、模様替・色彩の変更	高さが13mを超え、または築造面積もしくは設置面積の合計が1,000㎡を超える以下のもの ・太陽光発電設備（同一敷地若しくは一団の土地又は海上に設置するものに限る。ただし、建築物の屋根、屋上等に設置するものを除く。）及び風力その他の再生可能エネルギー源を利用した発電設備
金沢市	建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	太陽光発電設備等を使用または設置する建築物にあっては、高さ10mを超える建築物に設置するもの又はモジュール面積（太陽電池モジュール又は集熱器の面積で、市長が定める基準により算定した面積）の合計が50㎡を超えるもの

・景観形成基準

自治体	景観形成基準（抜粋）
函館市	屋根設置型の太陽光・太陽熱発電設備を設置する場合は、目立たないよう配慮する。地上設置型の太陽光発電設備を設置する場合は、公共的な場所から直接見えないよう配慮する。
金沢市	（低層建築物（高さ10m以下の建築物）） ・太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間・施設から望見できる場所には設置しないよう努める。 ・太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、建築物本体と一体的に見える形態とすることを原則とする。 ・太陽光発電設備等を外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁と調和するものとする。 ・太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、パネルの色彩を黒又は濃紺もしくは低彩度・低明度の目立たないものとするを原則とする。また、外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁の色彩と調和するものとする。 ・太陽光発電設備等のパネルは、反射が尖なく模様が目立たないものの採用に努める。 （工作物） ・太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間・施設から望見できる場所には設置しないよう努める。 ・地面に設置する太陽光発電設備等で、やむを得ず公共空間・施設側に設置する場合は、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、望見できないよう工夫する。 ・太陽光発電設備等のパネルは、反射が尖なく模様が目立たないものの採用に努める。 ・太陽光発電設備等を建築物に設置する場合は、建築物の形態意匠(色彩含む)に準ずるものとする。
京都市	（共通基準） 設置される場所によって基準は異なりますが、共通基準として以下の項目があります。 1．太陽光パネルの色は黒、濃い灰色、濃紺色（彩度2以下のもの）とする 2．配管及び配線等の色は、目立たないように屋根や外壁の色と合わせる 3．太陽光パネルの上部は建築物の棟の高さを超えず、屋根面に密着させる 4．太陽光パネルの枠の色は黒又は濃い灰色とする 5．屋根面とパネルに隙間ができる場合は、軒先に黒色のカバーを設置する